

# 経 済 産 業 省

20141117 公開資第1号

平成26年12月10日

中 登史紀 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之

## 決定書の謄本の送付について

資源エネルギー庁長官 上田 隆之が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づく「平成24年度特定会社供給計画届出（平成24年3月）のうち様式第32第6の1表「主要送電線路の整備計画書」」についての一部開示決定（平成25年11月19日付け20131028公開資第1号）に対し、平成平成26年1月2日付けで異議申立人が行った異議申立てについて決定をしたので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、別添のとおり決定書の謄本を送付します。

経 済 産 業 省

20141117 公開資第1号

本決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年12月10日

資源エネルギー庁長官 上田 隆之

# 経 済 産 業 省

20141117 公開資第 1 号  
平成 26 年 12 月 10 日

## 決定書

異議申立人

住 所 石川県鳳珠郡能登町中斉ワ部 2  
氏 名 中 登史紀

資源エネルギー庁長官 上田 隆之が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づく「平成 24 年度特定会社供給計画届出(平成 24 年 3 月)のうち様式第 32 第 6 の 1 表「主要送電線路の整備計画書」(以下「本件対象文書」という。)についての一部開示決定(平成 25 年 11 月 19 日付け 20131028 公開資第 1 号。以下「原処分」という。)に対し、上記異議申立人が平成 26 年 1 月 2 日付けで行った異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 47 条第 2 項の規定に基づき次のとおり決定する。

### 1. 主文

本件異議申立ては、これを棄却する。

### 2. 異議申立ての要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

法 3 条の規定に基づき本件対象文書の開示請求に対する原処分について、その取消しを求める。

#### (2) 異議申立ての理由

##### 1. 異議申立書

不開示の理由として、「不開示部分に係る情報は、当該法人の主要送電線路の工事費概算額に関する情報であり、公にすることにより、当該施設の入札に関する情報を外部に知られ、適切な入札を行えなくなるおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するため、これを不開示とした。」とあるが、当該工事は既に行われ、業者が確定し工事が実施されている。その工事を確認した上で本件対象文書の開示を求めている。したがって、「工事費概算額に関する情報」は、入札に参加した業者間では既に公になっているものであり、既に入札に関する情報を外部に知られているのであり、適切な入札を行えなくなるおそれがあるのではなく、適切な入札が既に終わっているのである。その結果、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれがあるという理由はない。

##### 2. 意見書

ア 「工事費概算額に関する情報は入札に参加した業者間では既に公になっている」との主張については、異議申立人の理解が誤っていたことを認める。つまり、工事費概算額は、特定会社が作成し、当該法人のみが知り得る情報で、公開していないこと、そして、工事費概算額は、「上限価格と同等」ということ、入札で明らかになるのは、この上限価格以下の「落札額」であり、「落札額」は入札参加業者間で公になっているが、工事費概算額については公になっていないという資源エネルギー庁の主張は認める。

イ 理由説明書の説明は、「工事費概算額を明らかにすると、将来発注の工事費概算額が類推され、入札の上限額が分かってしまうので公開できない。十分に多い入札参加業者がいる場合には、公表しても競争原理が働いて、予定価格を上回る価格での入札を促すことができるが、送電工事では、業者数が限られるので、公表すると、価格競争が働きにくく、落札額が高止まりしやすくなり、発注する特定会社の利害に不利益を与える。」という理由で公表できないというものであるが、それでは、公表されていない現在、競争原理が働いているのだろうか。資源エネルギー庁が自ら述べているように、当該法人から継続して発注される毎年の募集量に比べて、入札参加業者が少ないという業界の構造的なことが原因であるのではないか。業者が少なければ、談合しやすくなり、競争原理が働かない。その結果、入札しても高止まりになる。

それは事実からも明らかである。平成26年2月及び4月の新聞記事によれば、電力会社の送電線工事談合が報道されている。電力会社の発注担当者が予定価格を業者に日常的に漏えいしていたことが報じられている。つまり、工事費概算額を公表するしないにかかわらず、入札参加業者が少なく、特定会社の利害に不利益を与えているのは、送電工事の業者数が限られているという業界の体質によるものである。

また、理由説明書の説明では、「工事費概算額を明らかにすると、支払われる用地費と比較して地権者が価格交渉の余地があるとの期待を抱かせて、交渉に支障を来して、当該法人の不利益になる。」ということであるが、これは工事費概算額を公開すると、適正な入札を行えないという理由ではない。

資源エネルギー庁の主張するいずれの理由も、公開することで適正な入札を行えないという理由にはならない。

資源エネルギー庁の「工事費概算額を公表すると、地権者に用地費と比較されて、用地交渉に支障が出るので、当該法人に不利益を与える。」という主張については、本開示請求は、用地交渉が済んでいる事案についての請求であるので、工事費概算額を公表しても、用地交渉の支障はない。

したがって、いずれの理由も非公開の理由にならない。

### 3. 決定の理由

#### (1) 本件対象文書の概要

本件対象文書は、特定会社が電気事業法29条1項に基づき平成24年3月30日に資源エネルギー庁に提出した供給計画届出書のうち様式第32第6の1表「主要送電線路の整備計画書」である。

電気事業法29条1項は、「電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。」と定めており、同規定を受けて、電気事業法施行規則46条1項は、当該届出をしようとする者は、同項各号に掲げる事項について当該各号に定める期間における計画を記載した様式第32の供給計画届出書を提出しなければならない旨定めている。

上記の様式第32の供給計画届出書を提出しなければならない事項として、電気事業法施行規則46条1項2号に「電気工作物の設置及び運用についての事項」があり、同号ロの「使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路」に関することについては、初年度以降10年間、様式第32第6の1表「主要送電線路の整備計画書」を提出することとされており、資源エネルギー庁において、当該計画書により電気事業者が保有する送配電能力及び今後の開発予定を確認し、今後の電力需給の見通し等の検討の際の参考としている。

#### (2) 本件不開示部分の法第5条第2号イの該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特定会社の主要送電線路の工事費概算額が記載されていることが認められる。

特定会社は送電線工事の工事費概算額に関する情報をホームページ、財務諸表等の会計関係の資料

等において一切公表しておらず、当該工事費概算額は、資材費、請負工事費及び用地費に大別されるが、これが公になると、特定会社の同種の工事における工事費概算額が推察され、資材や工事に係る業者数が限られる送電線工事の入札における落札額の高止まり等の支障を来し、特定会社が不利益を被るおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、特定会社の同種の工事における工事費概算額が推察され、今後の入札手続きに支障を来すなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

(4) 原処分 of 妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当である。

なお、本決定は、本件異議申立てに係る情報公開・個人情報保護審査会の答申（府情個第3252号）を尊重したものである。

よって、主文のとおり決定する。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に対して行うことができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)

資源エネルギー庁長官 上田 隆之

